

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月18日

京都市長 門川大作

京都市規則第53号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「京都市西賀茂自転車駐車場」の右に「、京都市市役所前広場自転車駐車場」を加える。

別表(1)の項中「京都市西賀茂自転車駐車場」の右に「、京都市市役所前広場自転車駐車場」を加え、「自転車」を「自転車等」に改める。

附 則

この規則は、平成27年12月19日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)